

(No.16)

1. 「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日建設省河治発第40号、建設省河川局治水課長通達)
2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)
の記の五の1(12)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

- 1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

(12) 第五十五条第一項(河川保全区域における行為の許可)の審査基準について

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じおそれがない場合に許可をすることができるものであること。

3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達)の記の一の1(9)

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

- 1 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(9) 第五十五条第一項(河川保全区域における行為の許可)

局長通達五1(12)の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について

① 掘削及び切土について

イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

ロ 基盤漏水の原因とならないものであること。

② 盛土について

イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。

ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

(2) 工作物の新設又は改築について

① 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

② 基盤漏水の原因とならないものであること。

③ 止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。